高教組速報

2016年度
第９号
2016年12月22日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882
文責　馬場　隆

給与条例改正案が可決・成立

年内に 差額支給 の見込み

11 月の確定交渉での県教委回答の内容に沿って県議会に上程されていた給与条例改正案が、昨日の県議会本会議で可決・成立しました。その結果、今年度の給与は、新しい給料表（各号給ごとに 400 円～ 1700 円増）が今年 4 月に遡って適用され、ボーナスについても、今年度分から勤勉手当が 0.1 月増となります。

条例改正にともなって「差額」が支給されます

来月以降の給与は新しい給料表に基づいた金額が支給されますが、4 ～ 12 月の給与と 6 月・12 月のボーナスは、従来の給料表と月数ですでに支給されていますので、今回の改正で改善された分の「差額」が支給されることになります。「差額」の支給日について県教委は、「年内に支給する予定だが、実務上の問題で 27 日以降」と述べています。

現給保障該当者はボーナス分の差額だけ

給料表の改定で、すべての号給で給与額が増額されていますが、昨年度から実施された「給与制度の総合的見直し」にともなう現給保障の金額が改定後の給与額より多い場合は、給与の支給額はこれまでのままです。従って、現給保障の該当者は、ボーナス分の差額（勤勉手当の 0.1 月分）だけ支給されることになります。

自分が現給保障該当者かどうかは確認しておきましょう

現給保障の該当者は、標準的な昇給経過の「モデル賃金」では、教育職の 2 級の場合、108 号以上の号給の人になります（前歴や昇給の経過等で異なりますので、正確に知りたい場合は給与担当者に確認してみてください）。この現給保障は、現状では来年度までということになっています。県教委は、来年度末でも現給保障に該当する人が 25 % 前後残るだろうと述べていますが、現時点での現給保障の金額は、多い人は 1 万円を超えています。現状のまま、来年度末で現給保障が打ち切られれば、18 年の 4 月に大幅な賃下げになる人がかなりでることになります。

高教組は、今年度の確定交渉でも、現給保障の期間延長を要求しましたが、県教委回答は「来年度も引き続き協議する」となっています。賃金をはじめとする労働条件の改善のためには、教職員の団結の力が必要です。そのために、多くの皆さんに高教組に加入していただくことを期待しています。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ